



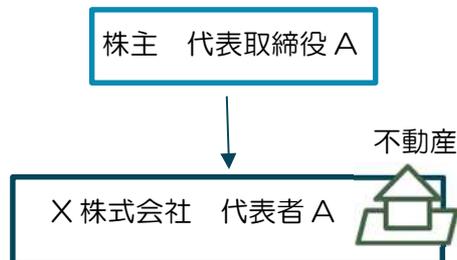
事業承継について②

先月号では事業承継の概要についてお伝えしました。今回は事業承継を行った事例を紹介させていただきます。

現状について

☆X株式会社の事例

製造業と不動産賃貸業を行っている。
 自社使用の工場と居住用物件を所有している。
 株主は代表取締役 A が 100%所有。
 A には息子 B がおり別事業を行っている。(後継者)
 製造業には責任者 C がおり、現場はこの方を中心に動いている。

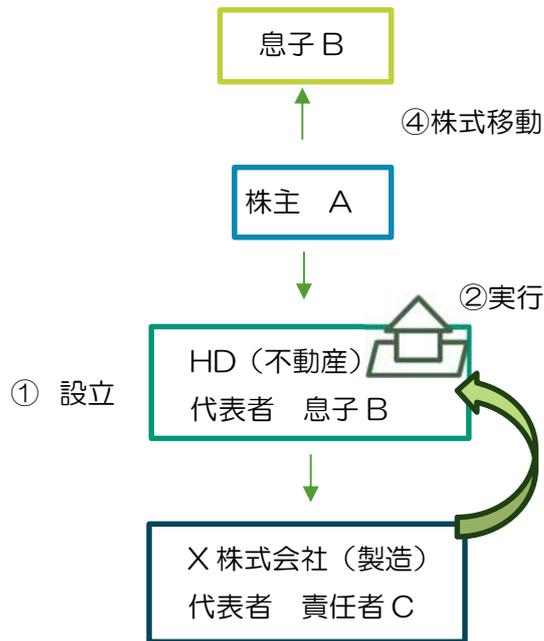


事業承継の課題

- ① 息子 B は別会社を自身で行っており、X(株)に付きっきりで対応出来る状態ではない。
- ② 株式(経営権)はオーナー家で所有し後継者 B に渡したい。だが株価が高額のため何かしらの対策がしたい。
- ③ 製造部門に関しては責任者 C に引き継ぐ予定(代表権)だが不動産賃貸業の利益はアテにしてほしくない。
- ④ 反対に本業が悪くなった際に不動産賃貸業に影響させたくない。不動産はオーナー家で守っていきたい。

事業承継の結論(親族内承継・従業員承継)

- ① X(株)の親会社(HD)を**株式移転(出資方法)**で設立
株式移転…A 所有 X(株)の株を出資して会社を設立すること
 メリット：資金が不要 デメリット：手続きが複雑
- ② 不動産賃貸業を HD に**会社分割(不動産移転方法)**で承継
会社分割…不動産を別会社に移動すること
 メリット：資金が不要、要件を満たせば税制の優遇有り
 デメリット：手続きが複雑
- ③ HD の代表者は後継者、X(株)の代表者は責任者 C の予定
 X(株)の株式は HD が 100%所有のため経営権は HD にあり。
 責任者 C には代表権のみで取引先や雇用関係は変更無し。
- ④ HD の株を息子 B へ贈与予定
 HD 設立後一定の要件を満たせば株価減少の可能性有り。
 そのタイミングで後継者の B へ贈与予定。



上記内容で不動産と製造部門が分かれ不動産(HD)、2社の経営権はオーナー家で管理し製造部門のみ C に任せることが出来る。HD 設立により株式移動も出来る限り少ない費用で行うことが可能になる。

～まとめ～ 今回は親族内承継、従業員承継の両方を活用した事業承継の事例をご紹介させていただきました。
 あくまで事業承継事例の 1 例ですので HD の設立手法や、不動産の移転手法は他にも様々な方法がありそれぞれにメリット・デメリットがあります。他にも事業承継を前提とした株式の買取りにかかる税制の猶予措置などもあります。出来る限り先代社長のご意向と後継者の思いを汲み取った事業承継を行うことが今後の中小企業の発展に繋がるかと思えます。事業承継でお悩みの経営者様は是非一度ひょうご税理士法人へご相談下さい！！